

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外※
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

※自転車では歩道を通行することができない場合

○歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき

○13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

○自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき

「たまり水をなくす」「蚊の隠れ場所をなくす」

Dengク熱などの感染症は、ウイルスを持っている蚊に刺されることで感染します。感染を予防するには、周囲に蚊を発生させないことが大切です。

蚊を発生させない・蚊に刺されない対策を行いましょう。

週1回、水を入れ替えましょう。

週1回は水を入れ替えるボウフラ(蚊の幼虫)は水中で生活します。少しのたまり水を定期的にいきましょう。

蚊の発生を抑えるポイント

- ペランダや家の周囲のたまり水をなくす
- 室内へ蚊を入れない
- 屋外では肌の露出を減らす
- 殺虫剤を適切に使う
- 蚊はぶよや草むらに隠れて、待ち伏せしているので、草刈りを定期的に行いましょう。

蚊に刺されるのを防ぐポイント

- 蚊の隠れ場所をなくす
- 室内へ蚊を入れない
- 殺虫剤を適切に使う
- 蚊はぶよや草むらに隠れて、待ち伏せしているので、草刈りを定期的に行いましょう。

「なごんお元気! サークル登録団体募集」

地域の仲間とKOTO活き粋体操を活用した体操サークルを作りませんか

コロナ禍の感染症対策により、今まで通っていた場所や教室に参加できない、人との交流が減ってしまった等のお悩みはありませんか。

住み慣れた地域の仲間やお友達とKOTO活き粋体操を行う場所を作って、みんなで元気になる地域を目指しましょう。

登録前に区が行う出前講座「これからお元気!応援講座」を受講する必要があります。詳細はお問い合わせください。

【登録条件】

- おむね65歳以上の区民3人以上の団体
- 週1回以上、KOTO活き粋

「ひとり親世帯の方へ」

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

昨年の区内における自転車の関与する交通事故件数は503件で、死傷者数は473人(死者1人)でした。また、これらの事故のうち約60%が自転車運転者の違反がありました。

道路は多くの方が通行する公共の場所です。一人ひとりが思いやりの心を持ち、自転車安全利用五則(左表)や交通ルールを守って自転車を安全に利用しましょう。

確認しよう! 自転車安全利用の交通ルール

【安全・安心に通れる道路へ】

「ながら運転は禁止!」

【傘差し運転】スマートフォン等使用運転(イヤホン使用運転(ただし、補聴器を使用する場合は除く))は絶対によめましよう。

※罰則: 5万円以下の罰金

【車道は左側通行!】

自転車は「車道の左側端に寄って通行」しましょう。右側の通行は「逆走」です。

※罰則: 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

「歩行者を優先!」

自転車では歩道を通行する場合は「車道寄りを徐行」しましょう。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

※罰則: 2万円以下の罰金または料科

また、横断歩道を自転車で渡るときは歩行者がいる場合は、自転車が降りて渡りましょう。

【飛び出し注意!】

一時停止の標識がある交差点では、その標識による停止線の直前(停止線がない場合は交差点の直前)で、一時停止しなければいけません。

※罰則: 5万円以下の罰金

【飲酒運転禁止!】

お酒を飲んだ後に自転車を運転してはいけません。

※罰則: 5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔い運転の場合)

交通安全対策課 係 ☎(3647)4784 FAX(3647)9287

「夏休み環境学習習会」

親と木のイスの工作とオガデンの見学

木とふれあいを通して、環境について学びます。木のイス(奥行き25cm×幅25cm×高さ36・5cm)を持ち帰るためのマイバッグをご持参ください。

8月9日(火) 午前8時半〜正午 区役所 東京木材保護者1人につき小学生1人

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を実施することとなりました。

令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方には、案内をお送りし、6月下旬に児童扶養手当指定の口座に支給します(申請不要です)。

ひとり親世帯の方で申請が必要な方やひとり親世帯以外の方への支給については、区ホームページおよび7月1日号の区報でお知らせします。☎(3647)4754 FAX(3647)9196

「ひとり親世帯の方へ」

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を実施することとなりました。

令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方には、案内をお送りし、6月下旬に児童扶養手当指定の口座に支給します(申請不要です)。

ひとり親世帯の方で申請が必要な方やひとり親世帯以外の方への支給については、区ホームページおよび7月1日号の区報でお知らせします。☎(3647)4754 FAX(3647)9196

別表1 講座内容

講座名	日時	場所	対象・定員(区民申込順)	内容
小学生のための認知症サポーター養成講座(夏休み特別編)	7/27(水) 14:00~15:30	江東区文化センター3階シブホール(東陽4-11-3)	小学生と保護者30組	アニメや劇を交え、小学生にもわかりやすい内容です。夏休みに、親子で認知症について学びませんか。講座修了者にはキッズサポーターカードをお渡しします。
認知症サポーター養成講座(定期開催)	8/30(火) 14:00~15:30	豊洲文化センター2階研修室(豊洲2-2-18豊洲文化センター8階)	30人	定期開催の講座です。8月は豊洲文化センターで開催します。10月以降の開催については、区報やホームページにて随時お知らせします。
秋の夜長に認知症サポーター養成講座(夜の特別編)	9/21(水) 18:30~20:00	江東区文化センター3階大研修室(東陽4-11-3)	30人	仕事や学校、家族の介護など、日中は忙しくて参加できない方に向けて、夜の特別編を開催します。

別表2 長寿サポートセンター

センター名	所在地	電話番号	FAX	担当地域
白河	白河3-4-3-201	5646-1541	3630-6598	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋
海辺	海辺12-13	3645-6761	3645-6781	千石、石巻、千田、海辺、扇橋
住吉	住吉1-9-5	3635-0646	3632-3617	森下3~5、猿江、住吉、毛利
平野	平野1-2-3	5639-9121	3641-1522	清澄、平野、三好1・2、佐門前仲町、木場3
古石場	古石場2-14-1-101	3641-2801	5621-3545	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
東陽	東陽6-2-17	5665-4547	5606-8863	木場4・5、東陽
堀浜	堀浜2-7-2	5617-6213	5617-6050	堀浜、潮見、木場1・6
豊洲	豊洲2-2-18	5859-0566	5547-5400	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
枝川	枝川11-8-15-101	5634-0158	5632-2036	枝川、辰巳
亀戸	亀戸1-30-8	5627-2525	5858-8919	亀戸1・2・6
亀戸北	亀戸4-21-13	5626-0671	5626-0133	亀戸3~5
亀戸南	亀戸9-13-1	5875-3451	5875-3452	亀戸7~9
大島	大島6-14-4-103	5628-0541	3638-4515	大島3・5・6
大島西	大島4-1-37	3636-9857	5628-5125	大島1・2・4
大島東	大島9-6-16	5836-5301	3638-3585	大島7~9
北砂西	北砂3-31-19	3615-4860	6388-9331	北砂1~3・5
北砂東	北砂6-20-30	5606-1744	5683-2440	北砂4・6
北砂南	北砂7-7-1-101	6660-2050	6660-2070	北砂4・7、南砂4・5
南砂	南砂4-16-12	5857-8243	5857-8240	南砂3~7
東砂	東砂2-3-5-102	3640-9851	3640-9920	南砂1・2
新砂	新砂3-3-37	5653-1735	5632-3212	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新大橋、夢の島、若洲

「ひとり親世帯の方へ」

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を実施することとなりました。

令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方には、案内をお送りし、6月下旬に児童扶養手当指定の口座に支給します(申請不要です)。

ひとり親世帯の方で申請が必要な方やひとり親世帯以外の方への支給については、区ホームページおよび7月1日号の区報でお知らせします。☎(3647)4754 FAX(3647)9196

「ひとり親世帯の方へ」

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親